

重要

**新型コロナウイルス感染症
第5類への移行にともなう出席停止・出席扱い手続き等の変更**

新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が第2類から第5類に移行(令和5年5月8日適用)することを受け、出席停止対象者、及び出席扱い申請手続きを変更いたします。

1 出席停止、及び出席扱い申請 対象者

令和5年5月7日迄	令和5年5月8日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・罹患者 ・濃厚接触者 ・体調不良者 	<ul style="list-style-type: none"> ・罹患者

2 出席扱い申請手続き

	令和5年5月7日迄	令和5年5月8日以降
罹患者	① 感染が判明した時点で、 <u>授業担当の教員、及び学生相談室へ連絡</u> する。 ※ 健康チェック表の記載 * 連絡時から出席扱い(発症後7日間迄) ② 療養終了後、学生相談室へ感染が確認できる書類(診断書・検査結果等)・健康チェック表を提出し、出席扱い確認書の申請を行う。 ③ 出席扱い確認書を受け取り、授業の担当教員へ確認いただく。	① 感染が判明した時点で、 <u>授業担当の教員、及び保健室へ連絡</u> する。 * 連絡時から出席扱い(発症後5日間迄) ②・③ は、左記同様
濃厚接触者	① 感染者の濃厚接触者となった時点で、 <u>授業担当の教員、及び学生相談室へ連絡</u> する。 ※ 健康チェック表の記載 * 連絡時から出席扱い(感染者との最終接触日から5日間) ② 待機期間終了後、学生相談室へ健康チェック表を提出し、出席扱い確認書の申請を行う。 ③ 出席扱い確認書を受け取り、授業の担当教員へ確認いただく。	/
体調不良者	① 発熱、咳、喉の痛み、強い倦怠感等、感染症が疑われる症状が見られた場合は、授業を欠席して、 <u>授業担当の教員、及び学生相談室へ連絡</u> する。 ※ 健康チェック表の記載 * 連絡時から出席扱い(感染症が否定される迄) ② 医療機関を受診して、感染症の有無について検査を受ける。もしくは、抗原検査キット(薬事承認のもの)による検査を行う。 ③ 感染症が否定された場合は、翌日以降登校可 登校時に健康チェック表、受診に関わる書類・検査結果等を学生相談室へ提出し、出席扱い確認書の申請を行う。 ④ 出席扱い確認書を受け取り、授業の担当教員へ確認いただく。	/

学生支援課 学生相談室
保健室(9:00~17:00) Tel:093-964-4023

— 感染症による出席停止について —

本学では学校保健安全法に基づき、感染症の集団感染を予防するため、感染症の診断を受けた学生には、出席停止の指示を行います。

感染症のうち、以下のものは診断時に大学に報告をすることで、本学が定める期間の授業の「出席扱い」を認めます。

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ（新型インフルエンザを除く）、風疹、はしか（麻疹）、咽頭結膜熱、百日咳、水ぼうそう（水痘）、おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）

<新型コロナウイルス感染症について>

感染症法上の分類が第2類から第5類へ移行（令和5年5月8日適用）されたことを受け、出席停止の対象者は罹患者のみとなります。

出席扱いの手続き

感染症の診断

その時点で「欠席する授業教員」及び「保健室」に連絡
<教員> 大学 Outlook メール <保健室> 電話(093-964-4023)

- ◆ 大学は出席停止 ⇒ 期間は、感染症の種類で異なります。
- ◆ 感染症罹患証明（診断書・検査結果等）の準備（出席扱い申請に必要）

※ 出席扱いは連絡時以降の取り扱いとなります。

回復後 登校・授業出席

出席扱い確認書申請

申請窓口：保健室

<申請に必要なもの>

- ① 学生証
- ② 感染症罹患の証明書（診断書、検査結果等）

(注) 連絡をしていない場合は、出席扱い申請はできません。

出席扱い確認書の受取

各自で欠席授業担当教員へ

お問い合わせ先：学生支援課 保健室

電話番号：093-964-4023（9:00～17:00）※土・日・祝日は閉室